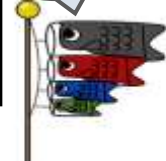


# 消費者機構日本 ニュースレター

第110号



## 《本号の目次》

1. 第11回通常総会 日程のご案内（再案内）
2. 2014年度 活動報告会のご案内
3. 会員会費規程の改定のお知らせ
4. 特定適格消費者団体認定・監督指針に関する取り組み
4. 全国の適格消費者団体（12団体）のホームページ公表状況

## 1. 第11回通常総会 日程のご案内（再案内）

記念企画としまして、当機構 青山会長に講演をお願いしております。東京都の消費者行政に携わってこられたご経験と、近年の非営利組織の活動を研究されてきたご見識をふまえ、消費者運動と消費者行政の歴史と課題についてお話しいたします。

今回より、より多くの会員の皆様に参加いただけるよう、平日夜の開催とします。よろしくご予定くださいますようお願い申し上げます。

なお、議題等含めた正式なご案内はあらためて5月中旬にお送りさせていただきます。

### 【第11回通常総会】

日時：6月16日（火）18時00分～18時40分

会場：主婦会館プラザエフ 8階 スイセン

### 【記念企画】

日時：6月16日（火）19時00分～20時30分

冒頭：主催者からの総会報告

講演：消費者運動・消費者行政の歴史と課題（仮題）

講師 消費者機構日本 会長 青山 侑 氏

※参加申し込み等詳細は、下記ホームページを参照ください。

[http://www.coj.gr.jp/seminar/topic\\_150427\\_01.html](http://www.coj.gr.jp/seminar/topic_150427_01.html)

## 2. 2014年度活動報告会&会員加入のご案内

消費者機構日本は設立10年を経て、年度の活動を報告する会と新たに会員募集のためのご案内を5月28日に行うこととなりました。前半（第1部）は、2014年度活動報告会、後半（第2部）は非会員で入会検討者向けの入会案内とオリエンテーションになります。会員の方は、第1部のみの参加もできます。

協力会員の方、総会に参加できない方など、ぜひご友人を誘ってご参加ください。席には充分余裕がございます。

5月28日(木) 10:30~12:00

時 間	内 容
10:10-10:30	受付
10:30-11:25	<b>2014年度活動報告会(第1部)</b> 2014年度活動概況 10周年記念企画 是正申入れ活動(フィットネスクラブ・建築請負契約) 新しい被害回復の制度解説(財産的被害を集団的に回復するための裁判手続)
11:25-11:30	質疑応答、報告会終了
11:30-11:50	<b>会員加入のご案内(第2部)</b> 会員の種類、位置づけ、会費等説明
11:50-12:00	質疑応答、終了

開催場所：主婦会館プラザエフ 5階 会議室 (JR四ツ谷駅 麴町口すぐ)

参加費：無料

申込方法：①電話の場合は、Tel 03-5212-3066まで、お名前、参加希望(全参加・第1部のみ・第2部のみ)電話番号またはメールアドレスをお知らせください。

②メールの場合は、こちら([seminar10@coj.gr.jp](mailto:seminar10@coj.gr.jp))をクリックし、お名前、参加希望(全参加・第1部のみ・第2部のみ)を入力して送信ください。

ホームページにもご案内とチラシを添付しておりますので、非会員の方にはこちらをご案内願います。

[http://www.coj.gr.jp/seminar/topic\\_150409\\_01.html](http://www.coj.gr.jp/seminar/topic_150409_01.html)

### 3. 会員会費規程の改定のお知らせ

本年2月19日の理事会の議を経て、4月1日より会員の「会費規程」を改定しましたので、お知らせいたします。

#### 1. 会員会費制度の改定の趣旨および進め方

個人会員の減少を防ぎ、会員の層を厚くするために、協力会員の加入がしやすいよう年会費の最低金額を5,000円から3,000円に引き下げます。現在、正会員(個人)と協力会員(個人)の区別は、議決権の有無だけで位置づけが曖昧なことや、最低会費が5000円ということから協力会員が少ない状態です。今後、正会員(個人)には、活動参加機会を増やしていく予定です。

また、団体正会員Bについては、会費の負担が重いという意見が寄せられ、会員拡大もままならないことから、最低金額を下げて加入団体を増やしていくこととします。団体正会員Bは、消費者機構日本の定款に消費者被害情報等を交流することを定めていますが、遠隔地の団体が多く現状ほとんど交流ができていません。そのため、連携して活動ができるよう位置づけを変更する予定です。消費者契約被害に関心を有し被害情報の収集や消費者教育等の活動に取り組んでいる

非営利団体、適格消費者団体をめざす団体などを念頭におき、首都圏近郊の消費者団体に加入を勧めていきます。

## 2. 「会費規程」改定内容

①協力会員（個人）の年会費を 5,000 円（1 口）以上から、3,000 円（3 口）以上とします。

②団体正会員 B の年会費を 50,000 円（1 口）以上から、10,000 円（1 口）以上とします。

※協力会員（個人）・団体正会員 B の方々には、後日ご案内を差し上げますので、年会費を変更する場合は、事前に申請をいただき、6 月ごろに会費請求書をお送りいたします。

## 4. 特定適格消費者団体認定・監督指針に関する取り組み

集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の担い手となる特定適格消費者団体の認定・監督指針（以下、「指針」という。）の策定がすすめられています。昨年 5 月から消費者庁に「特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会」が設置され、都合 13 回の会合がもたれ、指針策定の考え方がとりまとめられました。消費者庁のホームページで内容が確認できます。

[http://www.caa.go.jp/planning/pdf/report\\_01.pdf](http://www.caa.go.jp/planning/pdf/report_01.pdf)

この「とりまとめ」は、例えば、この制度に参加する消費者から特定適格消費者団体が収受できる費用・報酬について、一定の上限を定めたものの特定適格消費者団体の裁量を認めるなど、制度が効果的に活用できるよう一定の配慮がされたものとなっています。2 段階目の授権に際しての説明義務に関する規定など厳格な部分もありますが、基本的には特定適格消費者団体がなんとか制度活用ができるような内容となったのではないかと評価しているところです。

しかし、今後ガイドライン（案）に条文化された後、与党審査やパブリックコメントを通じて、「とりまとめ」の内容が後退しないか懸念されるところであり、全国の消費者団体に呼び掛けて、この制度を効果的に活動できるガイドライン策定を求めていく取り組みを広げてまいります。

## 5. 全国の適格消費者団体(12 団体)のホームページ公表情報(4 月 1 日～4 月 30 日分)

○消費者機構日本を含む全国の適格消費者団体（12 団体）のホームページの公表情報です。各団体の差止請求訴訟、事業者等への申入れや要請等の活動、行政への意見表明活動を中心に紹介します。詳細はリンク先にアクセスのうえご確認ください。

適格消費者団体名	公表情報(4月1日～4月30日)
<b>《消費者支援ネット北海道》</b> <a href="http://www.e-hocnet.info/index.php">http://www.e-hocnet.info/index.php</a>	<b>■4月3日：SITYビル株式会社との申入れ協議を終了しました。</b> <a href="http://www.e-hocnet.info/detail.php?ct=mi&amp;no=313">http://www.e-hocnet.info/detail.php?ct=mi&amp;no=313</a>
<b>《埼玉消費者被害をなくす会》</b> <a href="http://saitama-higainakusukai.or.jp/">http://saitama-higainakusukai.or.jp/</a>	<b>■4月2日：大学学生寮を管理運営する事業者に対し、「再々申入書」を送付しました。</b> <a href="http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/150402_02.html">http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/150402_02.html</a>
<b>《消費者機構日本》</b> <a href="http://www.coj.gr.jp/">http://www.coj.gr.jp/</a>	<b>■4月7日：品川美容外科（医療法人社団翔友会）から再質問に対する回答が来ました。</b> <a href="http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_150407_01.html">http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_150407_01.html</a>

<p>《全国消費生活相談員協会》 <a href="http://www.zenso.or.jp/index.html">http://www.zenso.or.jp/index.html</a></p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者被害防止ネットワーク東海》 <a href="http://cnt.or.jp/">http://cnt.or.jp/</a></p>	<p>■4月22日付：株式会社NTTドコモに対して、申入書を送付しました。 <a href="http://cnt.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2015/02/afaa26805c557043ce2ff42a1b7a232c.pdf">http://cnt.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2015/02/afaa26805c557043ce2ff42a1b7a232c.pdf</a></p> <p>■2月10日付：株式会社シッククリエーションに対して、再申入書を送付しました。 <a href="http://cnt.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2015/04/151269cfoe87da456f2do6d46158do6o.pdf">http://cnt.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2015/04/151269cfoe87da456f2do6d46158do6o.pdf</a></p>
<p>《京都消費者契約ネットワーク》 <a href="http://kccn.jp/index.html">http://kccn.jp/index.html</a></p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援機構関西》 <a href="http://www.kc-s.or.jp/">http://www.kc-s.or.jp/</a></p>	<p>■4月15日：貸衣装会社(株)レンタルブティックひろに対して、和解条項の履行状況の報告を求めていましたが回答がありました。 <a href="http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000516">http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000516</a></p> <p>■4月25日：プロバイダサービス「MOU」を運営する(株)DEXから「申入れ 兼要 請 兼再お問い合わせ」に対する回答を受領しました。 <a href="http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000517">http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000517</a></p>
<p>《ひょうご消費者ネット》 <a href="http://hyogo-c-net.com/">http://hyogo-c-net.com/</a></p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者ネット広島》 <a href="http://www.shohinet-h.or.jp/">http://www.shohinet-h.or.jp/</a></p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援機構福岡》 <a href="http://www.cso-fukuoka.net/">http://www.cso-fukuoka.net/</a></p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《大分県消費者問題ネットワーク》 <a href="http://oita-shohisyanet.jp/">http://oita-shohisyanet.jp/</a></p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援ネットくまもと》 <a href="http://www.net-kuma.com/">http://www.net-kuma.com/</a></p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>



適格消費者団体 消費者機構日本  
特定非営利活動法人

発行人：芳賀唯史 編集責任者：磯辺浩一

〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6 階  
TEL: 03-5212-3066 FAX: 03-5216-6077